

指定認知症対応型共同生活介護事業
指定介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業
グループホームしずくいし
重要事項説明書
<令和 年 月 日>

1. グループホームしずくいしの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	グループホームしずくいし
所在地	岩手郡雫石町大字西安庭第15地割字下長谷地81番地26
電話番号	019-691-1115
FAX番号	019-691-1115
介護保険指定番号	0372100966

(2) 当施設の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	合 計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		1名	・グループホームの管理 ・入浴・排泄・食事等生活全般にかかわる援助
計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士	1名 1名		2名	・認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・入浴・排泄・食事等生活全般にかかわる援助
介護従事者	正看護師 介護福祉士	11名	1名 1名	13名	・健康管理及び介護支援 ・入浴・排泄・食事等生活全般にかかわる援助
職員の勤務形態	① 早番 ② 日勤 ③ 夜勤	7:00～16:00 9:00～18:00 16:00～9:00		2名(1階1名、2階1名) 4名(1階1名、2階1名) 2名(1階1名、2階1名)	

(3) 当事業所の設備の概要

定 員	2ユニット18人（1階9人 2階9人）全室1人部屋			
居室面積 （1・2階共通）	居室1	15.50㎡	玄関（1階）	3.94㎡
	居室2-5	14.03㎡	居間・食堂・台所（1・2階共通）	53.47㎡
	居室6	13.83㎡		
	居室7・9	10.42㎡	浴室（1・2階共通）	3.31㎡
	居室8	10.23㎡	職員室（1・2階共通）	8.10㎡

2. サービス利用にあたっての注意事項

面 会	面会時間の制限なし
外出・外泊	外出・外泊ともに届出書に、行先、帰宅時間、外泊先の電話番号等をご記入のうえ、職員に提出してください。
金銭・貴重品の管理	原則としてお預かりしておりません。 現金・預金通帳・印鑑などの資産的なものはお持ちにならないようご家族に協力をお願いします。また、個人の資産管理を施設がお預かりすることはできません。貴重品が紛失した場合、施設では責任を負いかねます。
所持品の持込	着替え、洗面道具、洗濯洗剤などの日用品並びにオムツは各自で用意願います。所持品にはお名前を記入して下さい。
設備、器具の利用	各部屋にベッドを用意しますので、ご利用ください。 食堂・居間の冷蔵庫・食器棚・テレビ・ビデオをご利用ください。

3. サービスの内容

サービス	内 容
食 事	朝食 午前7時30分～ 昼食 午後12時00分～ 夕食 午後17時30分～
入 浴	週に2回程度は入浴できます。ただし、状態に応じ、清拭となる場合もあります。
生活相談	管理者又は計画作成担当者に、日常生活に関することなどについて相談できます。
介 護	食事・入浴・おトイレの介助など、生活全般に係る援助をいたします。
健康管理	毎朝体温、血圧を測定します。万一、体調をくずされた場合は早急に医療機関の診察を受けるなどの対処をいたします。 訪問看護ステーションとの契約により、必要に応じて医療保険による訪問看護サービスが受けられます。 原則として医療機関への受診は、ご家族様に送迎をお願いいたします。但し、ご家族様での送迎が困難な場合には訪問診察の相談に応じます。
レクリエーション	毎月、季節に合った行事を企画します。 (遠足、バーベキュー、お誕生会など)

4. 利用料金

(1) 介護保険利用料 (①から⑩までの自己負担額は利用者負担の割合が1割の場合の金額です。)

① 認知症対応型共同生活介護利用料Ⅱ

	1日当たりの 利用料金	介護保険適用時の1日 当たりの自己負担額	1月当たりの自己負担額 (31日)
要支援 2	7,490円	749円	23,219円
要介護 1	7,530円	753円	23,343円
要介護 2	7,880円	788円	24,428円
要介護 3	8,120円	812円	25,172円
要介護 4	8,280円	828円	25,668円
要介護 5	8,450円	845円	26,195円

② 各種加算

- ① 初期加算 1日300円 (自己負担額30円)
※入所した日から起算して30日以内の期間のみ
- ② 医療連携体制加算 1日620円 (自己負担額62円)
- ③ 認知症専門ケア加算 1日30円 (自己負担額3円)
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ) 1日220円 (自己負担額22円)
- ⑤ 生活機能向上連携加算 1月2,000円 (自己負担額200円)
- ⑥ 退去時相談援助加算 4,000円 (自己負担額400円)
※一人につき1回を限度として算定
- ⑦ 看取り介護加算
【死亡日以前4～30日】 1日1,440円 (自己負担額144円)
【死亡日前日及び前々日】 1日6,800円 (自己負担額680円)
【死亡日】 1日12,800円 (自己負担額1,280円)
- ⑧ 若年性認知症利用者受入加算 1日1,200円 (自己負担額120円)
- ⑨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日2,000円 (自己負担額200円)
- ⑩ 介護職員処遇改善加算
合計自己負担介護費(基本サービス費+各種加算)×18.6%
- ⑪ 科学的介護推進体制加算 1ヶ月 400円 (自己負担額40円)
- ⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算 200円/6ヶ月ごと (自己負担20円)
- ⑬ 協力医療機関連携加算 100円/月 (自己負担10円)
(R7以降は50円/月 (自己負担5円))
- ⑭ 高齢者施設など感染対策向上加算 10円/月 (自己負担1円)

(2) 施設利用料（日額） ※介護保険外の金額です。

①家賃	②食材費	③水道光熱費	④燃料費(11月～4月)	⑤家電持込代
750円～1010円	1,350円	600円	300円	500円

※入院及び外泊期間中の利用料については、その日数分の家賃のみのお支払いとなります。

※食費（朝食400円 昼食450円 夕食500円）

(3) その他日常生活において通常必要となる費用は実費となります。

理髪代・オムツ代・生活用品等

受診時の送迎代

(4) 支払い方法

月ごとの精算とし、毎月15日頃までに前月分をご請求します。当事業所では毎月26日の自動口座振替をお願いしています。自動口座振替の手続きが完了するまでは、月末までに施設窓口でお支払いいただくか、指定口座へ銀行振込みでお支払い願います。入金確認後、領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援1と認定された場合。
- ・利用者様が亡くなられた場合。

③ その他

- ・利用者様の状態悪化に伴い入院された場合。
- ・利用者様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、又は利用者様やご家族様等が当施設や職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の14日前に文書で通知し、退所していただくことがあります。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

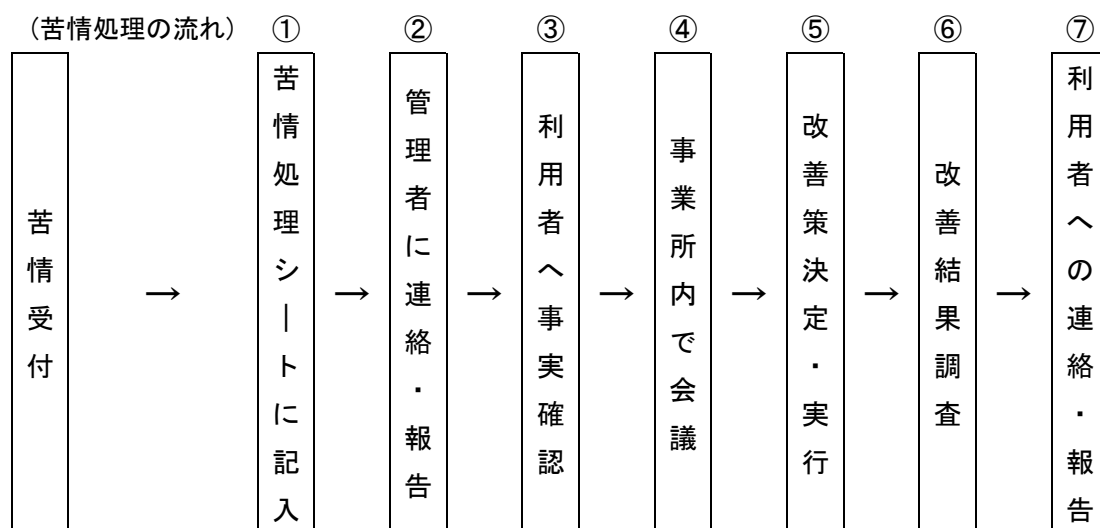
主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	
協力医療機関	盛岡つなぎ温泉病院			
連携施設	雫石診療所 鶯宿温泉病院			

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 石田梨花
 電話番号 019-691-1115
 受付時間 午前9:00～午後6:00
 (ただし、時間外の電話受付は可。)

(2) 苦情処理フロー



- ① 苦情を受け付けたら、苦情処理シートに受付日、内容等を記入する。
- ② 管理者に連絡、報告する。
- ③ 管理者は、担当者から報告を受けたら、直ちに当該利用者に連絡をとり、誠意ある態度で対応し事実確認を行う。
- ④ 事業所内で苦情の内容を把握し、どのようなことを行う必要があるかを会議で話し合う。
- ⑤ 会議により、サービスの質の向上に向けて行う取り組みを決定し、実施する。
- ⑥ 改善した取り組みに対し、どのような結果となったか担当者・管理者が会議を開き調査

する。

⑦ 利用者へ改善の取り組み、結果についての連絡・報告を行う。

※苦情処理シートを保存して情報を事業所内で共有し、サービスの質の向上に活かす。

(3) 当事業所以外に、雫石町長寿支援課及び岩手県国民健康保険団体連合会の国保連介護保険課への相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・ 雫石町役場総合福祉課 019-692-2111

・ 国保連介護保険課 019-623-4321

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

又、お客様に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所では、あいおいニッセイ同和損保の損害賠償責任保険に加入しています)

9. 非常災害対策

防災時の対応	利用者の安全を第一に、避難誘導、通報、初期消火等を行います。
防災設備	スプリンクラー消火設備 避難誘導灯 消化器 自動火災報知機 非常通報システム 通路誘導灯 非常灯
防災訓練	年に2回、避難訓練を実施します。
防災責任者	石田梨花

10. 短期利用共同生活介護

当事業所は共同生活の定員で空いている居室等を利用して、短期利用共同生活介護を行う。

(利用者は共同生活介護につき1名で、利用開始に当たってあらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。また一定の研修を修了している十分な知識を持つ介護従事者が確保されていることが必要であるものとする。)

11. 権利と義務

(1) 利用者及び利用者代理人の権利

- ① 利用者独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信が持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の事由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙等の他一般市民としての行為を行えること。

- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的束縛を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと。
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第3者機関の支援を受けること。

(2) 利用者及び利用者代理人の義務

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事業がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業またはその協力医師の指示に従うこと。ただし、利用者または利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種サービスに意義がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他症例に基づく事業者への立ち入り調査について、利用者及び利用者代理人は協力すること。

12. 禁止事項

利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止いたします。もし、再三の注意にも関わらずこれらの行為をやめない場合は、利用契約を解除・終了（退去）させて頂くこともありますのでご了承ください。

令和 年 月 日

グループホームしずくいしの利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 株式会社 しずく

住 所 岩手郡雫石町西安庭第 1 5 地割 8 1 番地 2 6

名 称 グループホームしずくいし

説明者氏名 石田 梨花 印

私は、契約書及び本書面により、事業者からグループホームしずくいしについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

(身元引受人)

住 所

氏 名 印

(連帯保証人)

住 所

氏 名 印